

# 米・米加工品を 取り扱う事業者の皆さんへ



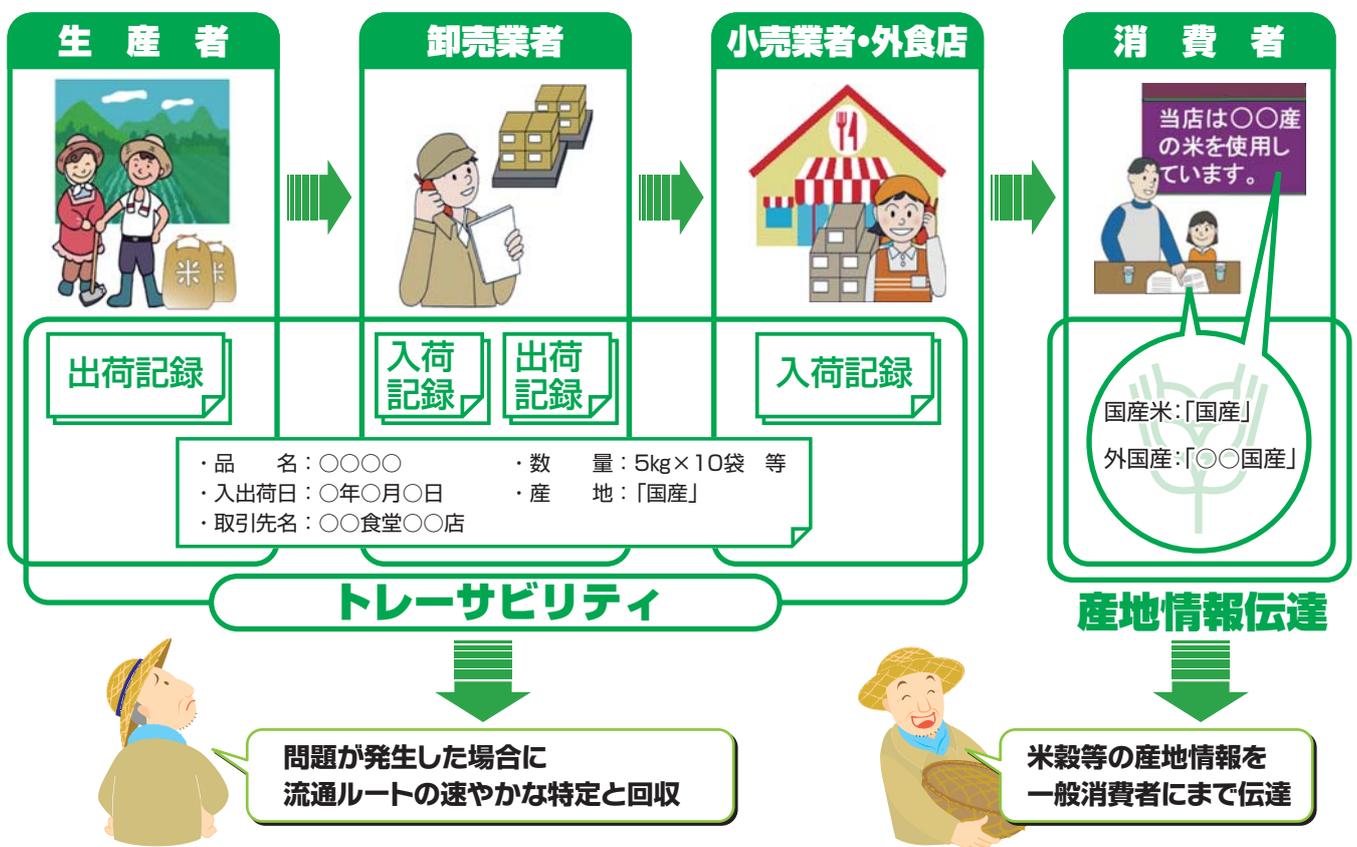
(生産者・卸売業者・飲食業者・宿泊業者・製造業者等)

米トレーサビリティ法(米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)が施行されます。

○平成22年10月1日から米・米加工品の取引や廃棄などを行った場合は、その記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

対象となる品目は、米穀・米粉・米こうじ・米飯類・もち・だんご・米菓・清酒・単式蒸留しょうちゅう・みりんです。

○平成23年7月1日から一般消費者の方へ米の産地伝達も必要になります。



問い合わせ 中国四国農政局高知農政事務所 食糧部計画課 ☎ 088-875-2153  
米トレーサビリティ法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。  
[http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html)

**寄付お礼**

いの町枝川2470番地22  
宮田 雅雄 様から  
故宮田龍雄様香典返しとして  
社会福祉基金へ多額のご寄付をいただきました。  
ほけん福祉課  
紙上をもちまして厚くお礼申し上げます。

**お礼**

7月17日、天理教伊野大教会の方々に、仁淀川桜堤の草刈り、清掃をしていただきました。  
暑い中、早朝から多数の方に参加いただき、ありがとうございました。  
建設課  
紙上をもちまして厚くお礼申し上げます。